

令和3年6月3日

(一社)富田林薬剤師会会員 各位

(一社)富田林薬剤師会会長 大橋甲三郎

大阪府薬剤師会より、下記連絡がありましたので、お知らせします。(全2枚)

(2-1)

薬 第 1391 号

令和3年6月2日

一般社団法人 大阪府薬剤師会会長 様
日本チェーンドラッグストア協会大阪府支部長 様

大阪府健康医療部長

向精神薬の偽造処方箋への注意喚起について (通知)

平素より、本府薬務行政に御理解、御協力いただきありがとうございます。

今般、府内(大阪市)及び府外(兵庫県)において同一人物による偽造処方箋を用いた向精神薬の詐取事例が相次いで発生しています。偽造処方箋はカラーコピーによるものと思われます。

つきましては、特に向精神薬を含む処方箋を受付けた場合で処方箋に疑わしい点がある時は、被害の拡大を防止し向精神薬等医薬品の適正使用を図るため、薬剤師法第24条に基づく疑義照会を行うとともに、別添の内容に十分留意しご対応いただきますよう、貴会員に周知のほどお願いいたします。

健康医療部生活衛生室薬務課

麻薬毒劇物グループ

担当 清水、加藤 TEL: 06-6941-9078 (直通)

医薬品流通グループ

担当 幸喜、砂川 TEL: 06-6944-7129 (直通)

偽造・変造処方箋の留意事項

薬剤師法第24条(処方せん中の疑義)

薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによつて調剤してはならない。

【処方箋受付時のチェックポイント】

- 紙の四辺が歪んでいないか（切り取った形跡が見受けられないか）。
- 用紙サイズ（A5版）がわずかに異なっていないか。
- 紙質に違和感がないか。
- 朱肉やインクの色が不自然ではないか。裏面から見て、印鑑のにじみが見られるか。
- 文字が不自然に切れたりずれたりしていないか。
- QRコードが問題なく読み取れるか。
- 用法、用量、処方日数に不自然な点はないか。
- 処方医の訂正印のない訂正が手書きで行われていないか。
- 事前に薬局に当該医薬品等の在庫状況を確認してきていないか。
- 患者の言動に不審な点はないか。

※処方箋に上記のような不審な点が見られた場合、大阪府健康医療部生活衛生室薬務課又は管轄の大阪府保健所薬事課、所轄の警察署、薬局が保健所設置市に所在する場合は、管轄の窓口までお問い合わせください。

※偽造・変造処方箋により向精神薬が詐取された場合は、大阪府健康医療部生活衛生室薬務課麻薬毒劇物グループ（TEL:06-6941-9078）又は管轄の大阪府保健所薬事課に向精神薬事故届を提出してください。また、向精神薬を含め、偽造・変造処方箋により医療用医薬品が詐取された場合は、所轄の警察署にも届け出てください。薬局が保健所設置市に所在する場合は、管轄の窓口にも連絡するようお願いします。